

第 102 期 中間決算公告

平成 19 年 11 月 15 日

千葉市中央区富士見 1 丁目 11 番 11 号

株式会社 京葉銀行

取締役頭取 綿貫 弘一

中間貸借対照表 (平成 19 年 9 月 30 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	76,809	預 金	2,817,221
コールローン	46,554	譲渡性預金	10,601
商品有価証券	1,198	借 用 金	7
有 価 証 券	822,079	外 国 為 替	39
貸 出 金	2,025,486	そ の 他 負 債	8,287
外 国 為 替	1,338	賞 与 引 当 金	1,291
そ の 他 資 産	11,663	役 員 賞 与 引 当 金	40
有形固定資産	46,126	退 職 給 付 引 当 金	13,379
無形固定資産	392	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	548
繰延税金資産	12,641	睡眠預金払戻損失引当金	236
支払承諾見返	22,895	再評価に係る繰延税金負債	6,511
貸倒引当金	△ 16,503	支 払 承 諾	22,895
		負債の部合計	2,881,061
		(純資産の部)	
		資 本 金	49,759
		資 本 剩 余 金	39,712
		資 本 準 備 金	39,704
		そ の 他 資 本 剩 余 金	7
		利 益 剩 余 金	64,929
		利 益 準 備 金	10,055
		そ の 他 利 益 剩 余 金	54,874
		別 途 積 立 金	46,220
		繰越利益剰余金	8,654
		自 己 株 式	△ 507
		株主資本合計	153,893
		その他有価証券評価差額金	10,353
		土地再評価差額金	5,374
		評価・換算差額等合計	15,728
		純資産の部合計	169,621
資産の部合計	3,050,683	負債及び純資産の部合計	3,050,683

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物 3年～50年
動産 3年～20年
- なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ47百万円減少しております。
- また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,245百万円であります。
9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
10. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 過去勤務債務 | その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理 |

12. 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。
- これにより、従来の方法に比べ、営業経費は32百万円、特別損失は516百万円それぞれ増加し、経常利益は32百万円、税引前中間純利益は548百万円それぞれ減少しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。
- 利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、経常費用は20百万円、特別損失は216百万円それぞれ増加し、経常利益は20百万円、税引前中間純利益は236百万円それぞれ減少しております。
14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
16. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
17. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 4,558百万円
18. 関係会社の株式総額 94百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 38,027百万円
20. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,079百万円
21. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,335百万円、延滞債権額は29,326百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
22. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は230百万円であります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は30,194百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
24. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は64,087百万円であります。
- なお、21. から24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、2,428百万円であります。

26. 手形割引は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 16,176 百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,299 百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,399 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 140,850 百万円及びその他資産 103 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は、2,587 百万円であります。

28. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 1,200 百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ 400 百万円減少します。

30. 1 株当たりの純資産額 585 円 25 銭

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
国債	50,106	50,817	710
社債	15,311	15,259	△ 52
その他	2,000	2,024	24
合計	67,418	68,101	682

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	中間貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額（百万円）
株式	55,167	69,987	14,820
債券	679,505	682,069	2,563
国債	537,871	540,471	2,600
地方債	75,857	75,836	△ 20
社債	65,776	65,760	△ 16
合計	734,673	752,057	17,383

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 7,030 百万円を差し引いた額 10,353 百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

32. 時価評価されていない有価証券のうち主な内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表 計上額（百万円）
満期保有目的の債券 非上場国内事業債	1,400
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	94
その他有価証券 非上場株式	989

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、633,213百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	11,349百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	5,435百万円
減価償却損金算入限度額超過額	1,335百万円
賞与引当金損金算入限度額超過額	522百万円
その他	1,115百万円
繰延税金資産小計	19,758百万円
評価性引当額	△ 87百万円
繰延税金資産合計	19,671百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 7,030百万円
繰延税金負債合計	△ 7,030百万円
繰延税金資産の純額	12,641百万円

35. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、11.19%であります。

中間損益計算書

〔平成 19 年 4 月 1 日から
平成 19 年 9 月 30 日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	37,447
資 金 運 用 収 益	31,037
(うち貸出金利息)	(24,063)
(うち有価証券利息配当金)	(6,551)
役 務 取 引 等 収 益	5,078
そ の 他 業 務 収 益	368
そ の 他 経 常 収 益	963
経 常 費 用	24,711
資 金 調 達 費 用	3,289
(うち預金利息)	(3,255)
役 務 取 引 等 費 用	2,061
そ の 他 業 務 費 用	491
営 業 経 費	17,310
そ の 他 経 常 費 用	1,558
経 常 利 益	12,736
特 別 利 益	0
特 別 損 失	1,046
税 引 前 中 間 純 利 益	11,691
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	992
法 人 税 等 調 整 額	3,520
中 間 純 利 益	7,178

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 24円76銭

3. 特別損失は、役員退職慰労引当金のうち当中間会計期間の期首に計上すべき過年度相当額516百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入額のうち過年度相当額216百万円及び固定資産処分損314百万円であります。

第 102 期 中間決算公告

平成 19 年 11 月 15 日

千葉市中央区富士見 1 丁目 11 番 11 号

株式会社 京葉銀行

取締役頭取 綿貫 弘一

中間連結貸借対照表 (平成 19 年 9 月 30 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	76,984	預 金	2,816,655
コールローン及び買入手形	46,554	譲 渡 性 預 金	9,721
商品有価証券	1,198	借 用 金	7
有 価 証 券	822,986	外 国 為 替	39
貸 出 金	2,024,983	そ の 他 負 債	10,971
外 国 為 替	1,338	賞 与 引 当 金	1,303
そ の 他 資 産	14,055	役 員 賞 与 引 当 金	40
有 形 固 定 資 産	46,154	退 職 給 付 引 当 金	13,530
無 形 固 定 資 産	398	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	563
繰 延 税 金 資 産	12,863	利 息 返 還 損 失 引 当 金	29
支 払 承 諾 見 返	22,895	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	236
貸 倒 引 当 金	△ 16,855	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	6,511
		支 払 承 諾	22,895
		負 債 の 部 合 計	2,882,505
		(純資産の部)	
		資 本 金	49,759
		資 本 剰 余 金	39,719
		利 益 剰 余 金	65,577
		自 己 株 式	△ 535
		株 主 資 本 合 計	154,521
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,353
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,374
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	15,728
		少 数 株 主 持 分	802
		純 資 産 の 部 合 計	171,052
資 産 の 部 合 計	3,053,557	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,053,557

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 5社

株式会社京葉銀オフィスサービス

株式会社京葉銀カード

株式会社京葉銀キャリアサービス

株式会社京葉銀保証サービス

株式会社京葉トランスポート

② 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、 関連法人等 該当ありません。

② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、 関連法人等 該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 5社

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

動産 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ、47百万円減少しております。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

7. 外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 19,811 百万円であります。
9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
10. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 過去勤務債務 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理 |
12. 利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。
13. 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。
- これにより、従来の方法に比べ、営業経費は35百万円、特別損失は527百万円それぞれ増加し、経常利益は35百万円、税金等調整前中間純利益は563百万円それぞれ減少しております。
14. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てしております。
- 利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、経常費用は20百万円、特別損失は216百万円それぞれ増加し、経常利益は20百万円、税引等調整前中間純利益は236百万円それぞれ減少しております。
15. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

16. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
17. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
18. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 4,558 百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 38,103 百万円
20. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,079 百万円
21. 貸出金のうち、破綻先債権額は 4,410 百万円、延滞債権額は 29,528 百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
22. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 284 百万円であります。
 なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 30,194 百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
24. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 64,418 百万円であります。
 なお、21. から 24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、2,428 百万円であります。
26. 手形割引は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 16,176 百万円であります。
27. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 1,299 百万円
 担保資産に対応する債務
 預金 2,399 百万円
 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 140,850 百万円及びその他資産 103 百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は 2,621 百万円であります。
28. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日
 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,200百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ400百万円減少します。

30. 1株当たりの純資産額 587円60銭
 31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
国債	51,105	51,817	711
社債	15,311	15,259	△ 52
その他	2,000	2,024	24
合計	68,417	69,101	683

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額（百万円）
株式	55,167	69,987	14,820
債券	679,505	682,069	2,563
国債	537,871	540,471	2,600
地方債	75,857	75,836	△ 20
社債	65,776	65,760	△ 16
合計	734,673	752,057	17,383

なお、上記の評価差額から繰延税金負債7,030百万円を差し引いた額10,353百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

32. 時価評価されていない有価証券のうち主な内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）
満期保有目的の債券 非上場国内事業債	1,400
その他有価証券 非上場株式	990

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、647,216百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、11.27%であります。

中間連結損益計算書

〔平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	37,403
資金運用収益	30,644
(うち貸出金利息)	(24,216)
(うち有価証券利息配当金)	(6,005)
役員取引等収益	5,244
その他業務収益	558
その他経常収益	956
経常費用	25,077
資金調達費用	3,287
(うち預金利息)	(3,255)
役員取引等費用	2,049
その他業務費用	917
営業経費	17,051
その他経常費用	1,771
経常利益	12,325
特別利益	6
特別損失	1,058
税金等調整前中間純利益	11,273
法人税、住民税及び事業税	1,067
法人税等調整額	3,482
少数株主利益	72
中間純利益	6,651

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 22円95銭

3. 特別損失は、役員退職慰労引当金のうち当中間連結会計期間の期首に計上すべき過年度相当額527百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入額のうち過年度相当額216百万円及び固定資産処分損314百万円であります。